

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

指定する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和 2 年（2020 年）8 月 24 日

札幌市長 秋元 克広

記



1 指定する区域の所在地

- (1) 要措置区域として指定する土地の所在地（地番）

札幌市北区自北 8 条至北 18 条自西 5 丁目至西 12 丁目 8 番 1 の一部

- (2) 形質変更時要届出区域として指定する土地の所在地（地番）

札幌市北区自北 8 条至北 18 条自西 5 丁目至西 12 丁目 8 番 1 の一部

2 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項（土壌溶出量）の基準に適合していない特定有害物質

- (1) 要措置区域において土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質
砒素及びその化合物

- (2) 形質変更時要届出区域において土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質

なし

3 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項（土壌含有量）の基準に適合していない特定有害物質

- (1) 要措置区域において土壌含有量基準に適合していない特定有害物質
なし

- (2) 形質変更時要届出区域において土壌含有量基準に適合していない特定有害物質

鉛及びその化合物

4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め